

Title	「保険経済学」研究に関するノート：ウィレット著『危険および保険の経済学的理論』整理のための準備作業として(園乾治先生退任記念号)
Sub Title	Note on the Study of "Insurance Economics"
Author	前川, 寛(Maekawa, Yutaka)
Publisher	
Publication year	1972
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.15, No.2 (1972. 6) ,p.206- 228
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19720630-03958982

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「保険経済学」研究に関するノート

——ウィレット著『危険および保険の経済学的理論』整理のための準備作業として——

前 川 寛

I

本稿は、アメリカにおける保険研究の理論的系譜を整理するために、その作業としてなす、ウィレット (Allan H. Willett) の『危険および保険の経済学的理論』⁽¹⁾ (The Economic Theory of Risk and Insurance) に関するノートであり、「保険経済学」模索の一部である。そして、ここに云う「保険経済学」は、厳密な定義によるのではなく、保険を一つの経済制度と見る視点からする保険の研究を意味するものとして論を進めて行きたい。⁽²⁾

これまでに、ドイツおよびわが国の保険研究者が、「保険学」に強い関心をはらってきたことは周知のとおりであるが、いまのところ、保険研究者が一致して認めているような「保険学」概念があるとは云えない。少なくとも、幾つかの「保険学」概念が並存している。ただ、一般的に、わが国において、「保険学」という言葉が使われるとき、それは「総合保険学」⁽³⁾を指していることが多いように思われる。この「総合保険学」概念が、いまある「保険学」諸概念のなかでは、もっとも古い

(1) Allan H. Willett, The Economic Theory of Risk and Insurance, 1951.

まず、ウィレットその人の略歴については、すでに、マッカーン (David McCahan) によって、紹介されているが、論述の都合上、その一部必要な箇所を以下に記しておきたい。

「ウィレットは、1863年に、マサチューセッツ州、サウスウィック (Southwick) で生れた。そして、コネチカット文学院 (Coneticut Literary Institution) を経てブラウン大学に入学し、そこでラテン語とギリシャ語を専攻した。1866年にブラウン大学を卒業後、中等学校ならびにオハイオ州アーバナ (Urbana) のアーバナ大学で、数年間、古典の教鞭をとっていた。彼は経済学分野に関心を高め、1898年にコロンビア大学に入学し、危険および保険の経済学的理論に、特に、関心を持って、博士号の取得を旨として、研究にとり組んだ。そして、1901年、この論文によって、博士号を取得している」(viii)。

この『危険および保険の経済学的理論』が、公けにされたのは、1901年、コロンビア大学出版局 (The Columbia University Press) から出版された「歴史、経済学ならびに公法の研究」(Studies in History, Economics and Public Law) の第14巻第12号としてであった。そして、それから50年後にあたる1951年、ペンシルベニア大学のヒューブナー保険教育財団 (The S. S. Huebner Foundation for Insurance Education) の“研究叢書”の一つとして、アーウィン (Richard D. Irwin, inc.) から出版されている。ここで使用するものは、後者である。

ものであり、のちに、この概念に対する批判として、新しい概念が提唱されてきていることもまた周知のことである。しかしながら、「総合保険学」概念以後に提唱されてきている「保険学」概念のいずれかが、少なくとも現在、広く行きわたった「保険学」概念として、その意味ではすでに定着している「総合保険学」概念にとって代っているとは断言できないであろう。

さて、マーネスが指摘しているとおおり、現在のわが国「保険学」が、当初、ドイツ方式、すなわち「総合保険学」にならってきたことは、また、広く知られてもいる。一方、わが国「保険学」は、

- (2) James L. Athearn, "Contribution to Risk and Insurance Theory from the Field of Economics", *The Journal of Insurance*, Vol. XXIX, September, 1962.

エイサーンは「保険経済学」について、次のようにのべている。

「保険は銀行制度、交通制度、通信制度のような、他の経済部門と同様に、経済制度の枠内で機能する制度的施設であるように思われる。危険および保険理論、もし、それがそのように認められるならば、金融理論が単に経済理論からの借りものの別の体系であるというよりは経済理論の一分科であるのと同様に、危険および保険は経済理論の一部である」(p. 329)。

「数学者の危険理論に対する関心と、経済学者の不確実性理論に対する関心以外に、いままで、危険および保険に対する関心は、保険証券やその用途、そしてそれら保険証券の販売方法の叙述、あるいは保険者の技術的問題の解決に向けられていた。したがって、保険経済学 (insurance economics) の分野は、すでにこれまでに、確立されてきた分野であるとはいえないし、いまでも、一般に認められているわけではない。妙な話ではあるが、ほとんどの経済学者は、直接、この問題への接近に関心をはらってこなかったし、それを専攻分野とする人によって書かれたこの分野の著述の多くは、どことなく経済学とは別のものである。われわれが見てきたように、危険——多くはそれを軽く見すごしているが——とそれに付随する不確実性を議論している経済学者は、保険をまったく無視するか、あるいは、危険と不確実性は望まれない継子であるとして保険にふれているかのいずれかである。この二つの著しい例外は、ウィレットとペファー (Irving Pfeffer) の著作である。これら保険経済学の代表的な著作が、その間に目立った寄与もなく、55年のあいだをおいて現われているということは、上にのべたこの豊かな経済分析の分野にたずさわる経済学者が少なかったと云うことを証明しているように思われる」(p. 338)。

- (3) そこで、この「総合保険学」概念がどのようなものかを示すために、マーネス (Alfred Manes) が、論文 "Outlines of A General Economic History of Insurance", *Journal of Business*, Vol. XV, 1942 で述べている箇所を引用しておきたい。

「多数の国において、「保険学」 (science of insurance) が盛んになってきたという事実は、近代保険発展の、恐らく、もっとも頼もしい性質の一つである。その目的は、過去ならびに現在のあらゆる保険に関する現象と手続きを研究し、分析することであり、また、それらを比較し、実際に応用できる結論を導くことである。

各種の保険を別個に、また、しばしば、その一部分を扱う伝統的な方法に対し、保険を、まず、国家的事業 (national business) と見るさらに新しい方法は、あらゆる保険事業の統一を、世界的に、経済生活の一つの基礎と見ることを目的としている。前者の見解は、アメリカ合衆国において顕著であり、仕事の手順を学ぶ、迅速、安価、かつ容易な方法である。この方法は、少数の似かよった保険事業を営む会社の専門的に、すぐれた人材を育成する。後者の目標は、特に学会を通じ、あらゆる保険に関する諸原理——私的職業ならびに社会的、経済学的ならびに社会学的、実務的ならびに法律的、技術的ならびに統計的要素——の知識を広めることである。同時に保険の仕事につこうとするすべての人に、広い科学的背景を持たせる。

このあとの方法は、1895年に、ドイツのゲッチンゲン大学で、二人の筆者の師である、経済学者、レキシス (Wilhelm Lexis) と、法学者、エーレンベルヒ (Victor Ehrenberg) の保険セミナーで始められた。この方法は、1900年以来、ドイツ保険学会によって、熱心に奨励されてきている。この学会は、40か国以上に会員を持ち、多数の会員が、10年あるいは20年たらずのうちに、それぞれの大学で、このドイツ方式をとり入れたのである。このことは、特に、日本については確かである」(p. 46~47)。

ドイツ「保険学」の影響と同時に、戦後、少なからず、アメリカの保険研究にも目を向けていることも見のがしえない。

アメリカの大学における最初の保険論講座は、1904年に、ヒューブナー (Solomon S. Huebner) によって、ペンシルベニア大学ウォートン・スクールで開設されたことが、一般に知られている。また、保険学会は1932年に成立している。この事実に基づけば、アメリカにおける保険学会は、ドイツ、あるいはわが国に遅れて成立していることが明らかである。そして、アメリカにおける保険研究の方法は、ドイツ「保険学」の方法とは異り、マーネスの論述に見られるように、通常、伝統的な各論的接近、それはまた、職業訓練的なものであると理解されている。このような各論的諸研究のうち、特に、生命保険に関しては相当の評価が与えられてきたように思える。しかしながら、現在のアメリカの保険研究は、はたして、これまで云われてきたように、各論的保険研究としてのみ性格づけられるであろうか。われわれは、少なくとも、各論的研究の総合である保険論、「保険総論」のあることを知っているのであり、さらに、1960年を境とする、アメリカの保険研究の動向がこのことを疑わせるように思えるのである。

その動向は、「危険管理論」(Risk Management)の登場に象徴され、それを契機とする「保険総論」の変貌である。「危険管理論」は、アメリカにおける保険研究の、一つの新しい課題であると見られている。これまでにのべてきたようなアメリカの保険研究に対する一般的な見方からすれば、「危険管理論」を、その伝統的接近方法の延長線上にある、単に、一つの各論として見ることは、むしろ容易なことであろう。しかし、「危険管理論」が、その登場によって、「保険総論」に変化をもたらしているとするれば、それは、単に一つの課題である以上に、アメリカの保険研究において何らかの意味を持っているにちがいない。

それでは一体、この「危険管理論」の登場は、「保険総論」に対して、さらにまた、「保険学」に対して、どのような意味を持っているのだろうか。いま、この問題について、若干の予備的考察をしておく必要がある。「危険管理論」は、なによりもまず、一つの課題、保険論と経営学、特に経営管理論の接点領域にあると見られるのであり、その性格は意思決定論的であると理解することができる。したがって、「危険管理論」の登場が「保険総論」に重要な意味を持つとしても、それはまた、アメリカの保険研究における、各論としての一つの新しい思考であることにはかわりないし、「危険管理論」はそれなりの背景を持って登場しているはずである。また一方、「危険管理論」の登場による「保険総論」の変化は、従来、「保険総論」のなかでは、暗黙に前提されながら、あまり論じられることのなかった危険の問題が顕在化していることに顕著にあらわれている。こうした事実から、「危険管理論」の登場と、それを契機とする「保険総論」の変化は、「保険総論」の特殊アメリカ的形態での発展と見られるのであり、それは、まさに、「保険経済学」を志向するもののように思われる。

さて、目下の関心事であるアメリカの保険研究を、「保険経済学」的観点から、系譜的に考察するにあたって、最初に、保険論の古典と云われる、ウィレットの『危険および保険の経済学的理論』の骨組みを要約的にたどっておきたい⁽⁴⁾。

II

序 章

最初、ウィレットは、「経済学理論と経済学用語の現状においては、いかなる理論的問題に関しても、基本的な信義の言明と言葉の定義をせずに、有効な議論をすることはほとんど不可能である⁽⁵⁾」とのべて、議論の基礎となる理論が、J.B. クラークの限界生産力理論であることを明言し⁽⁶⁾、この限界生産力理論と関連して、議論の前提となる二点について言及している。すなわち、「静的な賃金ならびに利子率に対する危険および保険の影響を示そうとするのが、私の目的である。そのために、静態と危険の関係についての論述が必要となる。私は、また、危険引受けの報酬と企業家の所得との関係を論究する。そのために、企業家の原理ほど不安定な状態にある経済学理論の側面はないので、この議論が基づく企業家機能の概念について、予備的な説明が不可欠なように思える⁽⁷⁾」。この論述にしたがって、ウィレットは、静態、ならびに企業家の概念を規定している。

静 態

ウィレットは、J.B. クラークが静的という言葉を用いて、「現実価値と正常あるいは自然価値を一致させるような要因⁽⁸⁾」を示すに用いていることから、「静態とは、すべての妨害要因が活動を中止し、現実価値と正常あるいは自然価値とが一致した状態⁽⁹⁾」であり、「静態概念は純粋に理念的である⁽¹⁰⁾」とのべて、この理念的静態概念を抽象するために、「まず、労働と資本の各単位の生産力に新たな変動をひきおこす、すべての経済現象を除去する必要がある⁽¹¹⁾」としている。そして、労働と資本に新たな変動をひきおこす経済現象、すなわち動的变化として、(1)労働量の変化、(2)資本量の変化、(3)生産の

(4) Willett, Ibid-vii,

マッカーンによる序言のなかに、バッファロー大学の“統計学ならびに保険論”教授、リーゲル (Robert Riegel) 博士のウィレットの著作に関する評が記されている。それは、この『危険および保険の経済学的理論』が、「保険の経済原理に関する最初のものであり、いまなお、最良の議論として、その命脈を保っている」というものである。

(5) p. xvii

(6) p. xvii 参照。

(7) p. xviii

(8) p. xviii

(9) p. xviii

(10) p. xviii

(11) pp. xviii~xix

技術的方法の変化, (4)生産組織の方法の変化, (5)人間の欲求の変化, (6)資本と労働の高度な流動性, (7)経済的動機の広範な拡大, (8)将来を正確に予想する能力をあげている⁽¹²⁾。これら諸要因のうち, (6)~(8)の要因は, J. B. クラークの動的変化に, さらにウィレットがつけ加えた要因である。

このような諸要因を除去してつくり出される「静的調整」(static adjustment)は, 経済活動の予想と結果が一致するときのみ達成される⁽¹³⁾。したがって, 偶然損害の発生, あるいは予想損害の不発生, さらには不確実性が存在する場合には, 理念的静態は実現されえない⁽¹⁴⁾。しかしながら, ウィレットの目的は, 「危険の影響によって, それ(賃金と利子率—筆者)が, なぜ, またどの程度変化するか⁽¹⁵⁾」を議論することにあるから, 防害要因としての, 将来を正確に予想する能力にかかわるのである。そこで, ウィレットは, 静態に危険が存在するという仮定にしたがった静態概念を必要とし, 次のように定義している。「便宜的に, 危険それ自体を含む防害要因がまったくない場合に達成される調整を理念的静態 (ideal static state) と呼び, 人間の活動に危険が影響する場合に達成される調整を近似的静態 (approximate static state) と呼ぶ⁽¹⁶⁾」と。

利潤と企業家

一方, ウィレットは, 企業家概念に関し, 経済学におけるこれまでの議論に基づいて, 「企業家の所得は, 危険負担の報酬に, 全面的に, あるいはその一部として, 含まれるだろうか?⁽¹⁷⁾」という問題を立てる。ウィレットは, 「その答は, 企業家という言葉の定義に依存する⁽¹⁸⁾」とし, この問題への二つの接近方法をのべている。「われわれは, 彼(企業家—筆者)がどのような種類の活動をするかを判断し, その活動の種類から, 彼の所得がどの分配範ちゅうに入るかを推論することができるし, また, われわれは, 種々の経済的所得を区別し, 彼が, 分配過程で, ある種の明確な分けまえを受けるといふ事実によって, 企業家を認識することができる⁽¹⁹⁾」。そして, 「通常, この問題への接近は, 企業家の活動の側からなされる⁽²⁰⁾」。その場合, 「企業家は, 社会の生産的要素を整列 (marshal) し, 管理 (direct) する指揮者 (captain)⁽²¹⁾」を意味するとのべ, この接近方法の批判へと向う。

「この言葉は, 経済学用語として, 産業の管理者 (director of industry) を示すようになってきている。しかしながら, この概念がきわめて複雑であり, 種々の経済活動の一つ以上を含んでいることは明らかである。したがって, それは, 分配の諸問題を解こうとするのには, ほとんど役立たな

(12) p. xix 参照。

(13) p. xx 参照。

(14) p. xx 参照。

(15) p. xxi

(16) p. xxi

(17) p. xxi

(18) p. xxi

(19) pp. xxi~xxii

(20) p. xxii

(21) p. xxii

(22) い」。そして、「企業家と他の生産的要因 (agent) とを区別する主な理由は、賃金や利子ではなく、通常、利潤と呼ばれる分配要素に対する配慮である⁽²³⁾」から、「経済分析にとって有用と思われる企業家概念は、活動の側からでなく、報酬の側から問題に接近することによって得られる概念である⁽²⁴⁾」と主張する。ウィレットが、このような主張をする理由は、「機能的分配論は、論理的に、人格に先行する⁽²⁵⁾」と考えているからに他ならない。

次に、ウィレットは、所得の側からの接近をするために、利潤に言及している。それは、J. B. クラークが企業家の所得であるとしているところのものである。ウィレットは、クラークにしたがって、「利潤とは、それ自身が請求することのできる戦略上の立場になく、生産力の局部的増大の結果、資本と労働によって創造される、超過生産物である⁽²⁶⁾」とし、この定義に基づけば、「このような超過利得をうる人は、その産業の残余生産物に対して法的権利を持つ人である⁽²⁷⁾」と云い、「どんな産業においても、残余請求権者は企業家である⁽²⁸⁾」とのべている。したがって、「この概念とさきにものべた通常⁽²⁹⁾の概念とを調和させることは、明らかに不可能である」。

以上の考察から、ウィレットは、「企業家を、自己所有の資本を持たず、なんらかの方法で市場利子率を支払って、他の人から資本を獲得することができ、また、みずから労働するのではなく、市場賃金率を支払って、他の人の労働力を用いることができ、産業の生産物が、まず最初に帰属し、その所得が純粋利子、すなわち労働と資本に対して支払わねばならない賃金と利子を超過して、生産物からえられる純収益である人と考える必要がある⁽³⁰⁾」が、「より一般的な種類の企業家は、保証基金として働く幾らかの資本を所有し、他の人からさらに資本を獲得できる人である。このような人に、クラーク教授は、資本家的企業家 (capitalist-entreprenur) という複合的な名称を与えてい⁽³¹⁾る」。そこで、ウィレットは、「その言葉を、商品の生産に自己資本と他人資本を用い、産業生産物の本来的所有者であり、その所得が、自己資本の利子と、生産物の販売によって実現されるすべての純粋利潤である人を示すのに用いる⁽³²⁾」と定義している。

(22) p. xxiii

(23) p. xxiii

(24) p. xxiii

(25) p. xxvi

(26) p. xxv

(27) p. xxv

(28) p. xxv

(29) p. xxv

(30) p. xxvii

(31) p. xxvii

(32) p. xxvii

第1章 危険の性格

ウィレットは、まず、不確実性が普遍的であり、その影響は、特に経済生活に認められるとして⁽³³⁾いる。そして、「宇宙のすべての活動は法則にしたがう⁽³⁴⁾」という決定論に立って議論を始める。決定論においては、偶然性の入りこむ余地はないのであって、ある事象が偶然に発生したようにみえるのは、「人間の知識の不完全さの結果⁽³⁵⁾」である。ウィレットは、「この意味においては、偶然性は純粹に主観的である⁽³⁶⁾」が、「この言葉は、客観的な意味でも使用され、それはある事象が発生する確率の度合を意味する⁽³⁷⁾」と説く。以下の議論で使用されるのは、この客観的意味におけるもの⁽³⁸⁾である。さらに、ウィレットは、この「偶然性は、不確実性の心理的影響を通して、経済活動に働きかける⁽³⁹⁾」とのべている。

次に、ウィレットは、確率の度合と不確実性の度合とは、区別しなければならないという。その理由は以下のようなものである。「偶然性が0のときには、不確実性も0である。しかしながら、この二つの度合は無限に同じ割合で増大していくのではない。もし、そうであれば、最後に、それは確実性である確率の度合の最高点と不確実性の最高点との不条理な一致をみなければならなくなる。したがって、不確実性はチャンスが等しいとき、すなわち確率の度合が $\frac{1}{2}$ の分数で表わされるときに最大となる。その場合、結果がどうなるかを示すことはできない。チャンスが等しい点から、より大きな確率、あるいはより小さな確率の方向にしたがって、不確実性は減少し、その両端においてはまったく消失してしまう⁽⁴⁰⁾」からである。

この確率の度合と不確実性の度合の区別に続いて、危険という言葉の意味が説明されている。「危険という言葉は、通常の会話で使用される時、決して明確なものではなく、それは、しばしば、主観的意味で、運まかせの行為を示すのに用いられるが、さらに、一般的には、むしろ客観的意味で、外界のある状態を示すのに使用される⁽⁴¹⁾」と。この危険についても、以下においては、客観的な意味にのみ使用される⁽⁴²⁾。さらに続けて、ウィレットは、「しかし、客観的意味で使用される場合でも、その意味が常に同じであるというわけではない⁽⁴³⁾」という。そして、客観的意味の危険は、確率ある

(33) p. 3 参照。

(34) p. 3

(35) p. 4

(36) p. 4

(37) p. 4

(38) p. 4 参照。

(39) p. 4

(40) p. 5

(41) p. 5

(42) p. 5 参照。

(43) pp. 5~6

いは不確実性のいずれかとの関連で考えられると⁽⁴⁴⁾し、次のような考察をしている。「失敗の確率が十中八九あるような事業に着手する人は、疑いもなく、莫大な危険を負担するといわれるであろう。しかし、危険という言葉が、この意味で使われるならば、危険負担に対する純粋報酬が、危険の度合の増大につれて、一定不変に増大するというのは正しくない。この純粋プレミアムは不確実性の増大につれて増大するのである。しかし、確率が等しい点をすぎれば、不確実性は確率の増大につれて減少する。したがって、この点をすぎれば、危険負担に対する純粋プレミアムも、損害発生確率の増大につれて減少するであろう⁽⁴⁵⁾。「しかし、産業生活で負担される危険は、通常、確率が等しい点以下であるから、結果に関する不確実性は、損害の確率が増大するにつれて増大する⁽⁴⁶⁾」。それ故、以下では、「このような危険だけが考えられるものとして議論するのが便利であろう⁽⁴⁷⁾」。以上の理由から、危険を、損害発生確率の度合ではなく、損害の発生についての不確実性の度合との関連で定義して、「危険は主観的不確実性の客観的相関である。つまり、危険は外界の事象の成り行きの中で具体化されると考えられる不確実性であり、それについての主観的不確実性は、おおよそ、忠実な解釈である⁽⁴⁸⁾」としている。

この危険の定義に続いて、ウィレットは、危険の測定の問題に話を向けている。ウィレットは云う。「危険の度合が確かめられうる方法は、先行条件に関する知識の相対的な完全性に依存する。それは、ある場合には、その一因となる環境から直接知ることができる。また、先行条件に関する確かな知識が得られない場合には、過去の経験の蓄積された結果に、確率の法則を応用することによって得られる⁽⁴⁹⁾」。しかし、その場合、実際には、「一全体としての集団の損害が、過去の経験から決定される平均損害と、正確に一致することはない⁽⁵⁰⁾」。それ故、現実の損害数は、平均からの確率的変動 (probable variation) を示すであろう⁽⁵¹⁾。また「この数字は、その平均が得られる場合 (series) の性質によって変化するであろう⁽⁵²⁾」。それは良く知られた統計の法則によれば、場合の数の平方根だけ増大する⁽⁵³⁾。したがって、不確実性の範囲 (area of uncertainty) は場合の数の平方根に比例して拡大し、場合全体の数に対する割合は相対的に減少する⁽⁵⁴⁾。

(44) p. 6 参照。

(45) p. 6

(46) p. 6

(47) p. 6

(48) p. 6

(49) p. 7

(50) p. 7

(51) p. 7 参照。

(52) p. 7

(53) p. 9 参照。

(54) p. 9 参照。

第2章 危険の分類

危険は、まず、経済的危険 (economic risk) と経済外的危険 (extra-economic risk) に分けられる。経済的危険は、人間が経済生活にかかわる結果こうむる危険であり、それに対して、経済外的危険とは、その存在が経済活動の結果ではない危険である。⁽⁵⁵⁾ ウィレットは、この種の危険として、伝染病にかかる恐れ、火災、盗難による消費財の損害の可能性をあげている。⁽⁵⁶⁾ そして、「このような危険も経済活動に影響を与えるが、活動それ自体の属発事件としてひきおこされるものの影響の仕方とは同じではない」⁽⁵⁷⁾ とのべ、以下の議論においては、経済的危険のみが扱われるとしている。⁽⁵⁸⁾

ここで、ウィレットは、この経済的危険のうち、さらに資本の危険にその対象を限定している。⁽⁵⁹⁾ その理由は以下のようなものである。われわれは、ある商品に市場価値、すなわち、客観的な交換価値をおく場合がある。そのような場合、われわれは、その商品の損害によって、市場価値の回復によっては満されない不満感を感じる。このような市場価値の回復によってはいやされない個人的苦痛に会う可能性に、ウィレットは、「個人的危険」 (personal risk) という名称を与えている。そして、この「個人的危険」がみられるのは、一般には消費財においてであり、「資本財の場合には、その影響を受けることはまれであるから、資本に対する危険を議論するには、その影響を考慮する必要がない」⁽⁶¹⁾ とのべている。資本財について、「個人的危険」を考慮する必要がないというのは、「もし、失われた財産の金額が回復されることが確実ならば、資本家は、ほとんど常に、どんな種類の損害に関しても無差別である」⁽⁶²⁾ からである。一方、労働者の危険も、「個人的危険」の要素を多分に含むという理由で、その対象とはされない。

したがって、ウィレットは、資本の危険にかぎって、その分類をしている。そして、「資本の危険は、種々の目的、種々の観点から、いろいろに分類できる」⁽⁶³⁾ とし、まず、不確実性の性質に基づく分類をあげている。それは事故発生の有無、その時期、およびその態様に基づいて分類される。⁽⁶⁴⁾ ウィレットは、「この分類は保険の技術にとって重要な分類である」⁽⁶⁵⁾ とのべている。次に、起りうべき損害の性格に基づく分類をあげている。それは「既存の富が失われる可能性と期待される将来の

(55) p. 11 参照。

(56) p. 11 参照。

(57) p. 11

(58) pp. 11~12 参照。

(59) pp. 12~13 参照。

(60) p. 12

(61) p. 12

(62) p. 12

(63) p. 13

(64) p. 13 参照。

(65) p. 13

富が得られない可能性⁽⁶⁶⁾を考え、「この型の損害を積極的と消極的に分けることができる⁽⁶⁷⁾」。とし、「不確実性によってひきおこされる種類の損害は、まったく消極的な種類のもの⁽⁶⁸⁾である」から、「この分類は危険理論にとって重要である⁽⁶⁹⁾」とのべている。しかし、ウィレットは「さらに、基本的、かつ重要な危険の分類は、静的ならびに動的損害の区別にある⁽⁷⁰⁾」と主張する。「近似的静態における、ある種の危険、すなわち偶然事故発生の可能性が、静的と呼ばれるのは、その(危険の一筆者)存在が動的変化に依存しないからである⁽⁷¹⁾」。そして、ウィレットは、このような静的危険は、「自然力の不規則な活動や人間の誤謬、および悪行によってひきおこされる損害に関連する⁽⁷²⁾」とのべ、その損害の原因によってさらに細分している⁽⁷³⁾。

次に、「動的危険は、動的変化の可能性のなかにある⁽⁷⁴⁾」が、「すべての動的変化が重要なわけではない⁽⁷⁵⁾」という。というのは、危険を生じるのは、動的変化それ自体ではなく、将来の変化についての時と額が不確実な動的変化だからである⁽⁷⁶⁾。そして動的危険の例として、流行的な旅行の消長、流行色の突然の変化、機械ならびに化学装置の改良の影響を掲げている⁽⁷⁷⁾。さらに「近代産業生活において大きな役割をはたしており、理論的にも重要であるという理由から、指摘されねばならない特殊な動的危険がある⁽⁷⁸⁾」とし、それに、「開発的危険」(developmental risk)という名称を与えている⁽⁷⁹⁾。それは、「新商品が期待された市場を発見しえないかもしれないし、新資本財が意図された役割をはたさないかもしれないという可能性によって、新商品あるいは新資本財の生産に投下された資本の投資から実現されるべき収益に関する不確実性を意味する⁽⁸⁰⁾」。

このような静的、動的危険の分類に続き、ウィレットは、これら二種の危険の一般的な相違を整理している。まず、「静的損害は、いかなる場合においても、その全損が社会に対して一つの純粋な損失であるような、その対象の物理的喪壊によるか、あるいはその対象が旧ならびに新所有者によって利用される効率によって、それ自身一つの社会的損失となるかも知れないしならないかも知れ

(66) p. 13

(67) pp. 13~14

(68) p. 14

(69) p. 14

(70) p. 14

(71) p. 14

(72) p. 14

(73) pp. 14~15 参照。

(74) p. 15

(75) p. 15

(76) p. 15 参照。

(77) p. 16 参照。

(78) p. 16

(79) p. 18

(80) p. 18

ない不注意あるいは詐欺の結果としての所有の変化のいずれかから生ずる⁽⁸¹⁾。一方、「動的危険はその対象の価値の減少から生じ、発展的な社会においては、個人に損害をひきおこす条件こそ、一般に、社会がその変化によって利益を受けるであろうということを確認にする⁽⁸²⁾」。「第2に、静的損害は、通常、一ないし数単位の同種あるいは異種資本財に影響するが、動的危険は一定種類のすべての単位に同時に影響を与える⁽⁸³⁾」。「第3に、静的危険は長期的に比較されれば多少とも規則的に発生するが、動的危険はその発生の時ならびに場所がきわめて不規則である⁽⁸⁴⁾」。この相違点は保険の技術にとって重要であると同時に、危険の理論にとっても重要であるとしている⁽⁸⁵⁾。

第3章 危険の費用

危険理論が依拠する基本的な事実⁽⁸⁶⁾は、「一般に、経済生活においては、不確実性が、いやな影響を与える⁽⁸⁷⁾」ということである。この立言には多くの制約条件を必要とする⁽⁸⁸⁾が、危険の一般理論の論議としては、「危険の性格、あるいはそれを負担する人の性格の特殊性を無視し、一定度の不確実性の影響がすべての人に同じである⁽⁸⁹⁾」と云う「人間の行動に一定の規則性を仮定しなければならない⁽⁹⁰⁾」とのべ、最初に、「経済事象における不確実性は悪であり、望ましくない事件の発生によって生じる損害に加えて、社会に純損失をひきおこす⁽⁹¹⁾」という命題を立てる。そして、「危険の存在に帰因するこの純損失は、正常な人間に与える不確実性のいやな結果⁽⁹²⁾」であり、「不確実性は、もし、そうすることによって、なにかが得られるのでなければ、誰も好んで引受けようとはしない、一種の非効用である⁽⁹³⁾」であるとのべ、静態における不確実性の影響を既存資本の配分に見ている。すなわち、静態においては、資本は、その生産力が均等になるように配分される。このことは近似的静態についても同様である。しかし、実際には、投資の種類によって、不確実性の度合は異ってくる。それゆえ、もし、そうだとすれば、誰も安全な投資から得られる平均純報酬だけを期待して、危険な投資をしないだろう。したがって、「資本の配分は、投資にともなう不確実性の度合にしたがって変

(81) p. 18

(82) p. 18

(83) p. 18

(84) p. 19

(85) p. 19 参照。

(86) p. 24

(87) p. 24 参照。

(88) p. 25

(89) p. 25

(90) pp. 25~26

(91) p. 26

(92) p. 26

(93) p. 26 参照。

化するだろう」とウィレットはいう。このような理由から、危険な産業の危険を負担させるには、追加的な報酬が必要である。⁽⁹⁵⁾このように、経済活動において、人間が不確実性を自然に避けようとする気持のあらわれは、富の継続的増大にともなう限界効用逓減の影響によって一層強められ、種々の産業間に資本収益が不確実性の度合によって変化するような既存資本量の配分であるという。⁽⁹⁶⁾このような考察によって、ウィレットは、次のように結論する。「資本のもっとも生産的な配分は、明らかに、限界生産力がすべての産業で同一であるようなものである。そして、静態において、社会が危険の存在によってこうむる損害は、その非経済的な配分から生ずる資本の生産力の減少に帰因する⁽⁹⁷⁾」と。したがって、危険の費用とは、「その創造が、非経済的な配分によって不可能にされる富の差⁽⁹⁸⁾」である。ウィレットは、ここにいう危険の費用は、損害の費用と異なることを注意している。⁽⁹⁹⁾そして、最後に、ウィレットは、この危険の費用を誰が負担するかという問題を論究している。⁽¹⁰⁰⁾この問題を、労働者、資本家、消費者のそれぞれについて検討しているが、結論的に示せば、このような危険の費用を負担するのは、資本の超過報酬が価格の上昇によってえられるという理由で、消費者であるとしている。

第4章 危険負担

危険の存在が社会に損失をもたらすとすれば、その危険を負担することは、社会的な利得のほ⁽¹⁰¹⁾である。そこで、ウィレットは、危険負担がどのような意味で、生産的なのかを説明する。ウィレットは、次のようにのべている。「危険負担は、明らかに、資本、労働と同じ意味で生産的なのではない⁽¹⁰²⁾」。なぜならば、「生産物を創造するのは、危険の引受けではなく、資本それ自身である⁽¹⁰³⁾」からである。したがって、「危険負担は、資本の生産力の増大を助けるという、二義的な意味でのみ生産的なのである⁽¹⁰⁴⁾」。

しかし、危険負担が、このような意味で生産的であるとしても、それはある条件の下においてのことであるという。ウィレットは、このような条件について、「危険負担が社会に利益となるのは、危険が、社会的に望ましい経済活動の必然的、かつ不可避な出来事であるときに限られ⁽¹⁰⁵⁾」、しかも、

(94) pp. 26~27

(95) p. 27 参照。

(96) p. 28 参照。

(97) p. 28

(98) p. 29

(99) p. 29 参照。

(100) pp. 29~31 参照。

(101) p. 32 参照。

(102) p. 32

(103) p. 32

(104) p. 33

(105) p. 33

「その生産に要するすべての資本の損害を填補しうる十分な高い価格を要求することができ、少なくとも、通常の利子率以上の純収益を残すほど強烈な需要がある商品であるときにのみ望ましい⁽¹⁰⁶⁾」と説く。

それでは、このような危険負担は、社会にどのような影響をもたらすのだろうか。ウィレットは、次のように答えている。危険負担の社会的な役割は、「危険負担がなされない場合よりも、強度な欲求の充足である⁽¹⁰⁷⁾」。そして、「その結果は、資本、労働の生産力——つまり、人間の福祉を支配する力の増大である⁽¹⁰⁸⁾」と。

ここで、ウィレットは、社会的な観点をはなれ、危険負担者の側から、危険負担の役割を⁽¹⁰⁹⁾考える。静態においては、生産と消費は均衡している。それゆえ、最小限度以下に危険を負担する生産者は、その負担に対し、特別の報酬を得ることとなる。ウィレットは、「この報酬は、競争によって消滅しない⁽¹¹⁰⁾」と説く。

それでは、この超過報酬額はどのようにして決定されるのだろうか。⁽¹¹¹⁾もし、ある商品のすべてが、同一危険度の下で生産され、その危険が、すべての人に同一の影響を与えるとすれば、「ある度合の危険を負担することによってえられる報酬の額は、その結果である不確実性に耐える不効用によって決定される⁽¹¹²⁾」といえるが、実際には、どの生産物も同一危険度の下で生産されないし、その危険がすべての投資家に同一の影響を与えるわけではない。そこで、ウィレットは、「このような報酬は、もっとも危険を避けたがる投資家に、消費者が支払ってもよいと考えている、ある種の生産物の創造にとまらぬ最高度の危険を引受けさせる点で決められるであろう⁽¹¹³⁾」と修正している。「ここに、労働のマージンあるいは禁欲のマージンがあると同様、危険負担のマージンが生じる⁽¹¹⁴⁾」。

次に、この危険負担の報酬の性格に言及している。⁽¹¹⁵⁾ウィレットは危険負担の報酬は、そのこうむる損害額が、期待値としての過去の経験とほぼ等しいような投資家の場合にのみ認められると云う。それゆえそのような投資家が、資本を使用することによってうる収益が、純粹利子、あるいは安全な投資の収益を一定額だけ越えれば、それが危険負担の報酬であろう。そして、投資家の態度を決めるのは、不確実性であるから、この純報酬は、現実の損害と平均との確率的変動についての先見的不確実によって変化するであろうとのべている。

(106) p. 33

(107) p. 35

(108) p. 35

(109) p. 35 参照。

(110) p. 35

(111) pp. 35~37 参照。

(112) p. 35

(113) p. 37

(114) p. 37

(115) pp. 37~38 参照。

この点を明確にするために、次に、危険負担の超過報酬がどのようにしてえられるのかを検討している。ウィレットは、多少危険な資本投資をしようとしている人の行動を想定して、次のように考察している。「彼は二種の損害に対処しなければならない。まず第1に、彼は生産過程で使用される資本財の置換にとまなり、確実な費用に直面する。そのために、彼は、減価償却基金と呼ばれるものを積立てるであろう。次に、投資危険をもたらす事件の発生による、なんらかの損害をこうむると予想するであろう。そのために、通常、保険基金と呼ばれるものが積立てられる⁽¹¹⁶⁾」。

続いて、ウィレットは、これら二つの基金の決定方法を考察する。ウィレットによれば、これら二つの基金の決定方法は異なる。減価償却基金は、競争の過程を通じて、必要以上の報酬をうることはできない。しかし、保険基金は、減価償却基金のように、実際に生じる損害額によって決定することはできない。なぜなら、保険基金については、こうむるであろう損害額が不確定だからである。それでは、保険基金はどのようにして決定されるのだろうか。ウィレットは、次のように考える。もし、最大のおこりうるべき損害を填補するのに十分な保証をしようとするれば、他の資本が参入し、幾らか少ない収益しかあげられないことは明らかである。しかし、新しい資本の流入は、保険基金が平均損害額にまで減少する以前に止むであろう。したがって、危険負担の純報酬の額は、投資家間の競争が、その額を最低限度までひきさげたあと、積立てられうる保険基金の大きさと、発生すると予想される偶然損害の額の関係によって決定される。

第5章 危険負担の報酬

ここでウィレットは、危険負担の報酬の経済学的性格、すなわち危険負担の報酬が、どの分配範囲に入るかに論究している。まず、これまでの論述でも見られるように、危険にさらされるのは資本であり、したがって、損害の危険を負担するのは、資本所有者である資本家であり、その特別の報酬を受けとるのは、危険負担者であるといったことは、自明のこととされる⁽¹¹⁸⁾。

「生産過程から生ずる資本の純収益は、経済学的利子であり、それは、資本によって創造された純生産物部分である⁽¹¹⁹⁾」。通常、競争の下での資本の生産物と、独占の下での資本の生産物とが区別されるが、異常に高い利子は、どのような場合にも、独占的利益であるという意味で、これら二つは種類が同じであるとウィレットはいう⁽¹²⁰⁾。

また、危険な資本投資について、資本の純収益のすべてに利子という名称を与えるか、それを利

(116) p. 38

(117) p. 39 参照。

(118) p. 42 参照。

(119) p. 43

(120) p. 44 参照。

子と危険負担の報酬に分けるかは、便宜上の問題であるという。⁽¹²¹⁾ というのは、双方とも資本によって創造され、双方とも資本家に帰属し、その額は競争原理によって決定されるから、この二つの所得は、性格的に異なるものではないからである。⁽¹²²⁾ そこで、ウィレットは、「われわれは、この所得の両方に、利子という言葉を使ったほうがよいように思う」とのべている。⁽¹²³⁾ そして、この利子は、もっとも安全な投資における資本収益に額が等しい純粋利子と、それよりも危険な投資において資本がうけとる追加的収益としての危険負担の報酬の、二つの要素に区別されうるとも⁽¹²⁴⁾のべている。さらに資本の総収益を純粋利子と保険料とに分けることがあるという。⁽¹²⁵⁾ その場合、純粋利子は、まゝと同様に、安全な投資に対する収益であるが、いわゆる保険料は、危険負担に対する純粋の報酬ではない。⁽¹²⁶⁾ 危険負担に対する報酬は、おこりうべき損害を償うに十分な額をさし引いた残りの超過収益部分である。⁽¹²⁷⁾ したがって、「危険負担に対する報酬が、資本によって創造され、それゆえ、利子の一要素であるということには、恐らく、疑問の余地はないであろう」と結論する。⁽¹²⁸⁾

次に、ウィレットは、企業家の所得と利潤の関係についてのべている。⁽¹²⁹⁾ 企業家の所得は利潤と呼ばれる。この利潤は準独占利得という点で、危険負担に対する報酬に類似しているが、これら二つの独占利得は、同種のものではないとして、以下に示すような比較をしている。すなわち、利潤は局部的であり、ある意味で不自然な利益であり、性格的に一時的である。危険負担に対する報酬は、人間の性格に基づく利益による。そして、競争によって、消滅しない。利潤は動的所得であり、危険負担に対する報酬は静的所得である。利潤は残余所得であり、危険負担の報酬は直接的所得である。そして、危険負担の報酬は生産費の一部であり、利潤は生産費の余剰である。要するに、ウィレットは、利潤と危険とは関係がないと見ているのであり、危険負担に対する報酬を利子の一部と見ているのである。

第6章 危険対抗法

「これまでは、危険の度合は不変量であり、投資家は常にそれを負担しなければならないとして、議論を進めてきた。しかしながら、実際には、危険の度合は投資家自身の行動によって変えられる」⁽¹³⁰⁾。つまり、投資家は、「偶然損害の可能性を減らし、不確実性の好ましくない影響を減少させる

(121) p. 44 参照。

(122) p. 44 参照。

(123) p. 44

(124) pp. 44～45 参照。

(125) p. 45 参照。

(126) p. 45 参照。

(127) p. 45 参照。

(128) p. 46

(129) pp. 47～48 参照。

(130) p. 54

⁽¹³¹⁾ 諸施設」を採用することによって、危険の度合を変えることができる。ウィレットは、これらの施設には個人的性質のものと社会的性質のものがあるという。

まず、個人的、すなわち個々の投資家によってなされる施設が検討される。ウィレットは、「資本と労働の使用法によって一様でない度合の危険に直面する孤立人は三つの可能な行動様式に限定される⁽¹³²⁾」とのべている。三つの行動様式は、それぞれ、危険の回避 (avoidance of risk)、危険の予防 (prvention of risk)、危険の負担 (assumption of risk)⁽¹³³⁾ と呼ばれる。そして、これら行動様式間の選択は、それぞれの行動様式にともなう不効用の比較によって決定されるとしている⁽¹³⁴⁾。

ウィレットはまた、社会人も、孤立人同様、これら三つの方法間の選択をし、その選択も、同様に、効用と不効用の比較に基づいて決定されると云う⁽¹³⁵⁾。しかしながら、ウィレットは、「これら(効用と不効用一筆者)は孤立人が比較するものとまったく同質ではない⁽¹³⁶⁾」とのべている。なぜならば、社会で生産される商品は交換のために生産されるのであり、⁽¹³⁷⁾「商品の生産者がその消費者の効用とその生産にともなう不効用の直接的な比較をすることは不可能である⁽¹³⁸⁾」からである。そこで、ウィレットは、この問題の効用がどのようにして決定されるかを、資本の使用にともなう生じる危険について考察し、次のように結論している。すなわち、予防手段採用の是非決定の根拠となる「比較は、予防手段を導入するに必要な追加資本の投資にともなう不効用と、そのような手段が導入されない場合のヨリ大きな不確実性の不効用との間でなされる⁽¹⁴⁰⁾」が、「どの方法を採用するかを企業が任意に選択できるのは、予防手段の導入に必要な資本利子が、予防手段を導入しない場合に危険負担をするに要する特別価格とちょうど等しいときに限られる⁽¹⁴¹⁾」。「したがって、最後に、それぞれの方法間でなされる選択は、相対的な費用 (expencc) の比較に基づくのである⁽¹⁴²⁾」と。

次に、ウィレットは、社会的施設の考察に移る。ウィレットは、「社会人は孤立人をおびやかすのとは異った危険にさらされる⁽¹⁴³⁾」と云い、社会の存在によって、「“自然的”危険 (natural risk) と呼ばれる、人間と自然との直接的な関係に結びついた不確実性は、社会状態の発展によって大きく減少されるということは疑うべくもないが、社会自体、それぞれの人間のあいだに成り立っている関係

(131) p. 54

(132) p. 55

(133) p. 55 参照。

(134) p. 56 参照。

(135) p. 56 参照。

(136) p. 56

(137) p. 56 参照。

(138) p. 56

(139) pp. 56~57 参照。

(140) p. 57

(141) p. 57

(142) p. 57

(143) p. 58

から生じ、その数と種類において孤立状態の危険をはるかにうまわれる“社会的”危険 (social risk) をもたらす⁽¹⁴⁴⁾とのべている。一方、ウィレットは、社会の存在が多種の損害を予防することを認めている。その予防は、公的機関、任意団体、また個人によってなされる⁽¹⁴⁶⁾。これら施設の採用の問題も、その施設と、それが除去しようとする不確実性の相対的費用の比較によって決定される⁽¹⁴⁷⁾。その結果、ウィレットは、あらゆる偶然損害が可能なかぎり予防されるとしても、それは経済的という限りにおいてであろうという⁽¹⁴⁸⁾。その理由は、「その発生が恐れられる事件によって失われるよりも多くの資本をすばやく使いはたすことは、社会にとって貧困な経済であろう⁽¹⁴⁹⁾」と考えられているからである。また、企業家のこのような施設採用に対する関心は、施設導入の結果としての利潤獲得の可能性にあることをのべている⁽¹⁵⁰⁾。

ここで、ウィレットは、社会的にのみ可能な三つの方法に言及する。それらは、危険の分散 (distribution of risk)⁽¹⁵¹⁾、危険の移転 (transfer of risk)、そして危険の結合 (combination of risk) である。

危険の分散は、まず、株式会社に見られ、次に、損害に対する相互保証 (相互保険) に見られる⁽¹⁵²⁾。そして、ウィレットは、危険の分散が社会に与える影響は、危険の費用の減少であり、最終的には、生産物価格の低減であるという⁽¹⁵³⁾。

危険の移転が、危険を同様に推定し、同様に負担したがる人同志のあいだでなされたとしても、それは社会的利益をもたらさない⁽¹⁵⁴⁾。しかしながら、何らかの理由で、危険負担者と危険移転者のあいだに危険負担に対する態度の相違がある場合、移転取引の価格は、危険負担者が必要とする最低限度額と危険移転者が望む報酬によって決定される⁽¹⁵⁵⁾。このように危険の推定についての信頼性と、同様な危険であっても、それを負担する態度によって、人間はかなり異なる⁽¹⁵⁶⁾。それゆえ、資本所有者の「投機家」(speculator) と「投資家」(investor) の区別がある⁽¹⁵⁷⁾。「投機家」としての冒険的資本家は資本家的企業家である⁽¹⁵⁸⁾。そこでウィレットは、この資本家の二種の関係を、資本家的企業家

(144) p. 58

(145) p. 59 参照。

(146) pp. 59~60 参照。

(147) p. 60 参照。

(148) p. 60 参照。

(149) p. 60

(150) pp. 60~61 参照。

(151) p. 62 参照。

(152) pp. 62~63 参照。

(153) p. 63 参照。

(154) p. 64 参照。

(155) p. 64 参照。

(156) p. 64 参照。

(157) pp. 64~66 参照。

(158) p. 66 参照。

と、彼が追加的資本を借入れる人との関係として考察している。⁽¹⁵⁹⁾そして、この危険移転機構による社会的利得もまた、危険の費用の減少であり、それはそれぞれの資本家の性格の差異に帰因する⁽¹⁶⁰⁾のべている。

第7章 保険制度

ウィレットは、まず、「静態においては、危険にさらされている生産者はすべて、不確実な損害に対処するための基金を積立てなければならない⁽¹⁶¹⁾」とのべる。そうでなければ、長期的には、危険な産業の資本量に大きな減少をきたし、「静的調整」に重大な支障を生じるからである⁽¹⁶²⁾。したがって、もし、危険を移転する機会がないとすれば、生産者は、各自、自分自身を保険しなければならない⁽¹⁶³⁾。「このような保険は、不確実な損害に対処するための基金の積立てと定義されよう⁽¹⁶⁴⁾」。この不確実な損害に対処するための個別的方法は、「潜在的保険」(latent insurance)、あるいは「自己保険」(self-insurance)⁽¹⁶⁵⁾と呼ばれる。一方、「一般的用法では、保険は危険の移転の意味で用いられる⁽¹⁶⁶⁾」。しかしながら、保険という言葉のこう云った用法は、その本質を明らかにするものではないとして⁽¹⁶⁶⁾、危険の結合を加え、次のように定義する。「資本の不確実な損害に対処して積立てをするために、多数危険の個人あるいは集団への移転によって達成される社会的施設⁽¹⁶⁷⁾である」と。

危険の結合による利得は、その集団における危険数の増大から生じる⁽¹⁶⁸⁾。そして、その利得が集団にもたらすのは、不確実性の減少である⁽¹⁶⁹⁾。したがって、この利得はある集団に属するそれぞれの投資家の危険の結合のみならず、同様に、単一の企業によっても得られる⁽¹⁷⁰⁾。そして、この原理は保険会社の規模に影響を与え、究極、各保険種類は単一会社の手中に集中されるであろうと説く⁽¹⁷¹⁾。

保険はまた、危険の移転による利得をも持っている⁽¹⁷²⁾。この利益は、危険負担者が危険推定に信頼を持っているとき、危険負担費用の減少を通じて、また、不確実性を避けたがる人の効率の増大を通じて得られる⁽¹⁷³⁾。

(159) pp. 66~67 参照。

(160) p. 68 参照。

(161) p. 71

(162) p. 71 参照。

(163) p. 71 参照。

(164) p. 71

(165) pp. 71~72 参照。

(166) p. 72 参照。

(167) p. 72

(168) p. 72 参照。

(169) p. 73 参照。

(170) p. 72 参照。

(171) p. 76 参照。

(172) p. 76 参照。

(173) p. 77 参照。

このような保険の利益は、保険事業を運営するための費用によって一部相殺される⁽¹⁷⁴⁾。これらの費用には、事業遂行に要する資本と労働に対する利子と賃金が含まれる⁽¹⁷⁵⁾。そして、ウィレットは保険会社は保険の供給以外の活動、たとえば、損害予防活動や投資をも行うが、これらに要する費用は、保険の費用 (cost of insurance) と考えらるべきではないと云う⁽¹⁷⁶⁾。次に認めらるべき他の費用として、財産を評価し、危険を推定するエキスパートの役務の費用をあげている。さらに、「しばしば、保険を獲得するために財の悪意の破壊がある⁽¹⁷⁷⁾」。すなわち、「超過保険は詐欺を、全部保険は過失を、一部保険は注意深さを失わさせる⁽¹⁷⁸⁾」。したがって、保険の社会的な純利得を推定するには、このような損害の費用が差引かれねばならない⁽¹⁷⁹⁾。以上の考察によって、ウィレットは、「静態における保険の経済的重要性は、危険の存在が社会にもたらす負担を軽減するという影響にある⁽¹⁸⁰⁾」と結論する。

保険の定義ならびにその社会的機能に続いて、他の保険の定義を批判している⁽¹⁸¹⁾。その一つは、保険制度のあまり重要でない側面を強調する定義であり、他は、保険の性質についての誤った考え方による定義である。前者の例は、損害の分散を強調する定義である。ウィレットは、保険の目的は不確実性の回避であって、損害の分散は間接的な結果であるとのべている。また、後者は、保険をギャンブルとする定義であるが、これについて、ウィレットは、保険は危険の移転であり、ギャンブルは危険の創造であると主張して、否定している。

ここで、ウィレットは、保険が導入されたあとの企業家の危険対処策に目を転じている。企業家の危険対処策は、予防手段の採用、保険の加入、そして危険の負担の三つが考えられ、これら対処策の選択は、すでに見た、相対的費用によってなされる⁽¹⁸²⁾としている。そして、被保険者が保険会社に支払う総額としての保険料にふれ、「厳密に経済的意味における保険料は、危険を負担させるために支払う部分のみに限定される⁽¹⁸³⁾」とのべている。したがって、予防手段に対する支出は、保険の費用ではない。そして、予防手段と保険とは、不確実な損害に対処するための補完的な方法⁽¹⁸⁴⁾としている。

そして、最後に、保険に関連して、若干の問題を論じている。まず、保険会社の形態が株式会社であると相互会社であるとを問わず「資本のみが資本を保険する⁽¹⁸⁵⁾」という。そして、資本を保険す

(174) p. 77 参照。

(175) p. 77 参照。

(176) p. 77 参照。

(177) p. 78

(178) p. 78

(179) p. 78 参照。

(180) pp. 78~79

(181) pp. 79~81 参照。

(182) p. 81 参照。

(183) p. 81

(184) p. 82 参照。

(185) p. 83 参照。

る保険資本 (insuring capital), つまり, 保険会社は, 負担危険に対してどれだけの積立てがなされるべきかは経験に依存する⁽¹⁸⁶⁾という。そして, この保険資本, つまり保険会社の準備金は, 直接的に富の生産に用いられる可能性があり, それが保険の費用を減少させることになる⁽¹⁸⁷⁾。したがって, 保険事業に投資された資本の収益は, 純粋資本に対する利子と危険負担の報酬⁽¹⁸⁸⁾である。

次に, 第5章から残されてきた問題である他の資本を保険する資本がなぜ生産的であるのかという問題に答えている⁽¹⁸⁹⁾。すなわち, 保険資本は, 直接, 物的生産物を創造するのではないが, その役務は被保険資本 (insured capital) の生産力を増大する条件を創出する。したがって, この役務に対し, 被保険資本の生産物が保険資本に帰属するという。このような考えから, ウィレットは, 保険が政治経済学の伝統的な四つの分野, すなわち生産, 分配, 交換, 消費にそくして考えられるならば, それは生産の部門に位置づけられる議論である⁽¹⁹⁰⁾としている。

以上が, ウィレットの『危険および保険の経済学的理論』の内容⁽¹⁹¹⁾であろう。

III

さきにも述べたように, 本稿の目的は, ウィレットの理論を内容的に検討することではない。その理由は, ここでは, ウィレットの理論を, アメリカの保険研究の体系的な整理をし, 把握するための一つとしてとりあげているのであり, 特殊研究としてのウィレット理論の研究ではないからである。したがって, 本稿は, 保険の一つの古典であるウィレットの理論とそれ以後の理論の関係を明らかにするための材料となるためのものである。そして, この理論は, ウィレット自身がその序文で記しているように, 「純粋経済学」のものであって, 保険のようなより具体的な, 特殊な現象を対象とするとき, この理論の性格の現実的妥当性という点で確かに疑問が残る。たとえば第2章を問題としてみたい。そこでは, 危険の種類が論じられているが, ウィレットはまず, 議論の対象規定をして, 経済的危険に限定する。ここで, 経済外的危険は除かれるが, そのうちには, 経済外的危険の例としてあげられるように, 伝染病にかかる恐れ, あるいは火災, 盗難による消費財の損害の可能性といった, 現代の生活においてきわめて重要な, そしてまた典型的な保険危険が対象外と

(186) p. 84 参照。

(187) pp. 84~85 参照。

(188) p. 85 参照。

(189) pp. 85~86 参照。

(190) p. 88 参照。

(191) 本稿では, できるかぎり理論展開にそって縮約的に整理することを主眼とした。それはこの理論を一つの体系的な理論としてその論理を忠実にとらえ, アメリカの保険研究に関する予備的考察との関連をとらえようとしたからに他ならない。したがって, 理論検討のための整理としては中間的な整理でしかない。なお, 第8章, 結論はほぼ第1章から第7章までの要約であるため, あえて除外した。

なっている。さらに、経済的危険のうち資本の危険に限定している。この理由をウィレットは「個人的危険」の概念で説明しているが、そこでウィレットが除外した労働者の危険は労働災害を含み、これも現代から見れば、重要な保険危険が対象にされていない。もっとも、1901年にはアメリカに社会保険はあらわれていないこともある。しかし、この労働者の危険を「個人的危険」の理由で除外する結果、それは生命保険を除外することとなる。この一例からもわかるように、現代の保険の理論として検討することにはいくらかの疑問が残るのである。しかし、この理論は、明示された危険のみにしか適用できない理論であるわけではない。それは現代の保険論の原理的基礎となっているものである。このように見てくれば明らかなように、いわゆる保険論の問題提起の仕方とウィレットの問題提起の仕方が異なるように思える。そして、この理論を検討する場合、それはこの理論の背景としての歴史的事実との関連で検討される必要があるだろう。しかし、本稿では歴史的事実にまで言及する準備はない。ただ、ウィレットの略歴から、この研究が、1898年から1901年にかけて行われたことがわかる。そうだとすれば、この時期は、アメリカの生命保険が、19世紀の半ば以降、それまで世界の首位にあったイギリスを追い抜き、成長の一途をたどる時期⁽¹⁹²⁾であり、1905年のアームストロング調査に到るまで、アメリカの諸産業のなかで、強大な権力を誇っている時期にあたって⁽¹⁹³⁾いる。しかしながら、こうした事情とウィレットの著作とのあいだにどのような関連があったかということについては、この著作からだけでは判断することができない。

一方、ウィレットの著作と経済学理論とのあいだに密接な関係のあることは、ウィレット自身の論述に見られるところである。次の第1章、における論述が、そのことをもっともよく示しているように思われる。

「資本の報酬と、それほどではないにしても、労働の報酬は、それらが経済活動の結果さらされる、危険の度合いにしたがって変動するということは、長いあいだ、経済学理論の常識と考えられてきた。しかし、最近まで、危険と危険引受けの現象を識別しようとはされてこなかった。この問題に関する新たな関心は、その大部分が、企業家の機能と報酬の正確な性質に関する議論から生じてきた⁽¹⁹⁴⁾」。このことは、ウィレットの著書が書かれた当時、経済学の分野では、利潤論争の時期にあつて⁽¹⁹⁴⁾いることを考慮するとき、一層確かなものとなるであろう。さて、そこで、いま、最初に提示した問題にそって、保険経済学的観点から、ウィレットの理論と保険論、さらに「危険管理論」との関連づけをしておきたい。

見てきたとおり、ウィレットの理論は明らかに保険に関する一つの体系的な理論である。このことは研究の目的にも示されている。また論述の順序を示して、「我々は、まず、危険に対処するため

(192) Manes, Ibid-, p. 43 参照。

(193) Morton Keller, The Life Insurance Enterprise, 1885—1910, The Belknap Press of Harvard University Press, 1963 参照。

のいかなる社会的施設によっても影響を受けないまま危険の為の影響を明らかにすることに努め、次に、どのような方法で、どの程度まで、保険の導入がこの影響を修正するかを明らかにするようにする」とのべていることから、この理論を、危険の理論と保険制度に分けて考えるのが便利である。もちろん、ウィレットの理論は一つの体系的な論述であって、本来、このように分割することは許されないであろう。ウィレットの理論における保険は、危険一般の理論との有機的関連のうちには説かれる以外のものではないからである。したがって、便宜的であるがこのような理論構成にしたがって、保険論および危険管理論との関連を考察しておきたい。

保険論はウィレットの理論でいえば、第7章に対応する。ウィレットの理論では、保険は経済との関連で、すなわち危険一般の理論のなかで位置づけられている。これに対し、保険論は、エッセーの指摘するとおり、経済一般との関連で体系化されてきたとは云えない。このことは、保険の本質を明らかにするうえで重要なポイントとなる。たとえば、なぜ保険に入るのかといった問題を考えればわかるように、保険論はその存在理由を明確にしてきたとは云えないのである。保険論は経済一般との関連で保険を、また危険一般との関連で保険危険を見てきたのではないように思われる。この点に関し、「危険管理論」が想起されよう。

「危険管理論」はウィレットの理論の第6章以降に対応するであろう。この第6章に、「危険管理論」の原理を見ることが出来る。ウィレットは、まず、危険対処策をのべ、その危険対処策間の選択原理を説いている。このことはさきに、「危険管理」が意思決定過程であると云ったことに対応する。ただ、ウィレットは、危険対処を投資家の行動を想定して、その動機を利潤の追求に求めている。一方、「危険管理」は現代の大規模な企業における危険管理者の行動を想定している。それは明らかにウィレットの仮定している資本家的企業家ではない。したがって、「危険管理論」は、一応の目的を企業目的と一致させ、利潤の追求においているが、それはまだ確固たるものではないように思われる。つまり、現代経営における「危険管理」の位置づけはなされていない。したがって「危険管理論」を、単に、ウィレットがのべている資本家的企業家の類推によって展開されるとすれば、その結果、ウィレットの説くように、利潤動機にうながされ、経済的であるかぎりでの危険しか負担しないことになる。もし、そうだとすれば、危険管理もまた、現代の諸問題、特に公

(194) その当時、経済学の関心がどこにあったかについて、ペファーは、その著書、『保険ならびに経済学理論』(Insurance and Economic Theory, 1956)のなかで、次のようにのべている。

「カーバー (T. N. Caver) 教授が、論文、“利子理論における禁欲の地位”(The Place of Abstinence in the Theory of Interest, Quarterly Journal of Economics, 1894)の注で、四つの伝統的要素の発展は、経済学者の著作の年代順になっている：賃金、利子、地代そして利子。注では、結論的に、『保険は、恐らくまもなく、5番目の分配要素としての地をうるであろう』とされている。このコメントから、世紀の変わり目の白熱した論争が生まれたのであるが、保険は、カーバーの云ったような地位をえなかったのである。「カーバーの示唆に続いて、論議の主な目となったのは、利潤の定義であった。すなわち、利潤とは何か？ 獲得者は誰なのか？ なぜ利潤が支払われるのか？ これらが、1890年から1901年のあいだに、アメリカの経済学の文献で議論された問題であった」。

害の問題等とは無縁でありうるのだろうか。しかしながら、「危険管理論」は、保険論とは異なる視点、意思決定論として形成されつつあることを思えば、これはある意味で、保険論の経済学的理論化であろう。そして、その基礎とする危険一般理論の顕在化をも指摘できるであろう。つまり、危険一般の理論への接近傾向を示している。しかし、あくまで、保険論「危険管理」の対象は、ウィレットの云う静的危険に限定されていることも事実である。

さらに、ウィレットの理論と、保険及び危険理論に考察を移そう。ウィレットの理論における6章、7章は、危険対処策である。そして、第6章は危険対処策一般とその投資家による選択原理である。第7章は第6章でのべられた危険対処策一般のなかの、社会的施設である保険制度、投機家に関する諸原理についてのべたものである。この意味で保険は社会における多数の危険対処策の一つであることは明白である。このことから、逆に、保険論から危険管理論、つまり、特殊対処策から対処策一般への拡大・一般化傾向の一つと理解できないだろうか。そして、このことは「危険管理論」が、その基礎をまさにウィレットの理論の第1章、第2章、第3章にあたる危険理論に求めていることによっても示すことができる。

このように見てくれば、保険論から「危険管理論への保険研究の展開は、ちょうどウィレットの論理展開と逆に、特殊から一般への形をとって、「保険経済学」を志向していると解釈できるであろう。しかし、このことは今後確立されようとしている「保険経済学」の内容が、ウィレット理論の内容と同一になるであろうというのではない。さきに示したように、問題提起、対象の限定等において重要な差違が見落されてはならない。ウィレットの理論のもっとも重要な点は、保険制度を経済一般との関連で理解している点にある。ウィレットのこの視点こそ、まぎれもなく「保険経済学」的視点であろう。

最後に、これまで、アメリカの保険研究の予備的考察に基づいて、ウィレットの著書のみ限定してその関係をのべてきたが、まだウィレットの理論の検討にまでいたらず、さらに、すでに自明のことであるかのように論じてきた、保険論、および「危険管理論」の詳細な整理も示していないので、何一つ結論を出せる段階ではない。したがって、ウィレットのこの理論の検討は、整理がかなり進んだ段階で、思考錯誤的に行ってみたい。